

## 専決処分に関する規程

(目的)

第1条 この専決処分に関する規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第11条第1項ただし書きの規定に基づき、本会会長が専決処分できる業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専決処分事項)

第2条 本会の業務のうち、本会会長が専決処分できる業務は次に掲げるものとする。ただし、本会運営に重大な影響がある業務を除く。

- (1) 職員の任免に関するもの
- (2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事項に関するもの
- (3) 法令等の制定改廃に伴う規程等の制定改廃に関するもの
- (4) 県社協、市の委託事業及び指定補助事業の決定に関するもの
- (5) 国、県、市等の補助金の確定並びに補正に関するもの
- (6) 債権の免除・効力の変更に関するもののうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (7) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (8) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (9) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関するもの
- (10) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関するもの
- (11) 予算上の予備費の支出に関するもの
- (12) 利用者の日常の管理の処遇に関するもの
- (13) 利用者の預り金の日常の管理に関するもの
- (14) 寄附金の受入に関する決定に関するもの

(専決処分の報告)

第3条 本会会長は、前条により専決したものについては、次期開催の本会理事会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成24年5月24日施行の会長専決規定は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。